

わ 広報 わたらい



ミュージカル月

あした天気になあれ

しなやかな若者の体が空間にはじけとぶ。

透きとおった歌声がひびく。

語るように歌う。

こみ上げてくる感情を、時には激しく、時には身を焦がすような音律で歌う。

四月二十日の夕べ、町にはじめてのミュージカルがやって来た。

懸命に何かを表現しようとしている異質の姿に触れるとき、私たちは感動する。

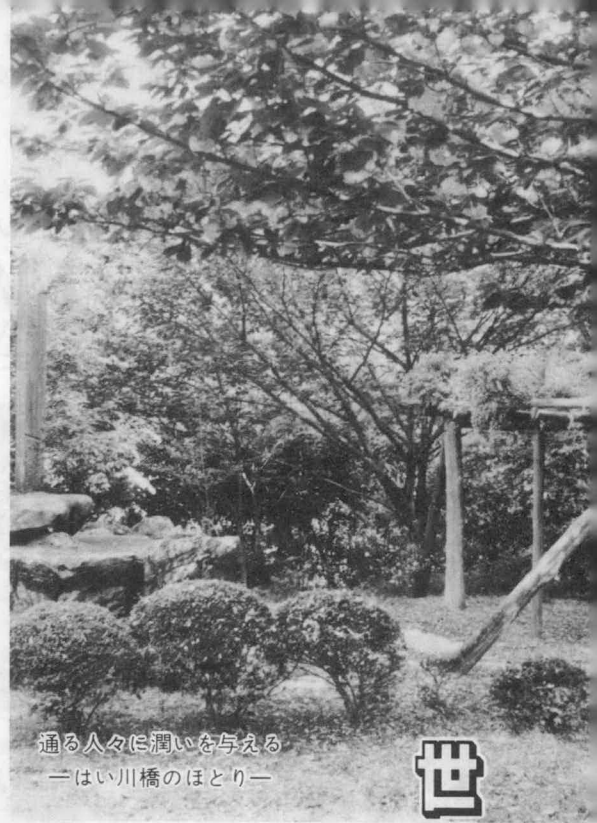
文化を語るには少しきゆうくつな劇場であつたが、温かい何かが残った。

七人のふあみりいと彼らを支えてくれたメンバーに拍手を送る。彼らは気さくなメンバーと聴く。ふれあいの輪が広がることを、そしてあした天気になることを期待して町ではじめてのミュージカルの幕は下りていった。

町のうごき

63. 3. 31現在

人口	男	4,445	計	9,212	出生	12	転入	32
	女	4,767	世帯数	2,134	死亡	11	転出	39



通る人々に潤いを与える
—はい川橋のほとり—

世界に誇れる美しいまちを わたらい町のアメニティを高める

しなやかな、あざやかな木々の新芽が、私たちの目を
楽しませてくれています。水とみどりの町、わたらい町
が水々しく新鮮に感じられるひとときです。

人々が住まいし、生活を営むとき、豊かな自然はその
人々に心のやすらぎを与えてくれます。開花が遅れてい
た桜も、華やかにかぐわしく咲いてくれました。町内でも
あちらこちらに、心ある人々に植えられた桜の名所が
あります。道すがらまた、時の許した人々は花の下にと
どまって楽しまれたことと思います。

「度会町の明日を考える」に皆さんから投稿をいただ
きました中にも、名所、公園を作ってはとのまた、天然林、
名木、貴重な野草の保護を訴える声が多くありました。
そこで、今後の町づくりに欠かすことのできない一つ
の基調として

豊かな緑やさわやかな空気、美しい町並みや歴史的
な雰囲気に触れるとき、私たちは心にやすらぎを覚えま
す。このような身のまわりの快的環境を「アメニティ」
と呼びます。

この少し耳慣れないアメニティについて考えてみるこ
とにします。

快適な環境は

つくり上げるもの

イギリスの首
都ロンドンを初
めて訪れた人は、
落ち着いた零圍
気の街並みと公
園の豊かな緑が
調和する美しさ
に、目を見張る

ことでしょう。しかし、このロ
ンドンの街も、数十年前までは
工場から出る騒音や汚水にお
い、道路に積まれたゴミの山に
悩まされていました。有名な「ロ
ンドンの霧」も、その実態は工
場の煙突から吐き出される煙だ
ったといわれるほどです。

世界で初の産業革命は、人々
に物質的な豊さと利便性をもた
らした半面、このような劣悪な
環境をつくり出していたのです。
同じように、日本の急速な経
済成長は、数十年の間に社会を
大きく変化させました。所得水
準は高まり、余暇時間が増える
など、人々の生活は全般的に向
上しましたが、その一方で、美
しい自然や静けさなどの快適な
環境が失われつつあることも否
定できません。

ぜったいに必要です

皆さんの参加

わたらい町を世界に誇れる美
しいまちにしたい。それにはま
ず、私たちが健康で文化的な生
活を営むことができるように、
身のまわりの環境の快適さ（ア
メニティ）を求め、つくり上げ
ていくことが望まれるのです。

環境づくりと
いうと、とかく
行政の仕事と思
われがちのよう
です。確かに公
共事業をはじめ
行政がやらなけ
ればならないこ
とは数多くあります。しかし、
その一方で、住民一人ひとりが
行う快適な環境づくりもおさな
りにはできません。

たとえば、不快なものをなく
すことが、アメニティを高める
第一歩だといわれます。それに
はたばこや空き缶の投げ捨てを
しないように心がけたりするこ
とが第一歩です。さらにもう一
歩進んで、このような不快感を
与えるものを積極的に取り除い
ていく清掃活動などは、私たち
一人ひとりがやらなければなら

アメニティの

言葉の由来は？

ないアメニティ活動といえるで
しょう。

地域の住民と企業や商店、そ
して行政の三者が手を取り合い、
一致協力してこそ、真のアメニ
ティが実現するのです。

アメニティ(Amenity)
は「快適さ、喜ばしさ(Plea
santness)」と同義語で
あり、その語源はラテン語のア
マーレ(Amare=愛する)
にさかのぼるとされています。
また、イギリスの識者による
と、適切なものが適切なところ
にあること(The right
thing in the
right place)と定義
されています。つまり、私たち
の生活環境を構成する自然や施
設、歴史的・文化的伝統などが、
互いに他を生かし合うようにバ
ランスがとれ、その中で生活す
る私たちとの間に真の調和が保
たれているときに生じる好まし
い感覚のことを、アメニティと
いいます。

1 緑や花の財産を

清らかな水や美しい緑、身近な小動物とのふれあいは、私たちの心にゆとりとやすらぎを与えてくれます。しかし残念なことに、そのような好ましい環境は、急速な経済成長が進む中で、次第に失われつつあるのが実情

です。自然とふれあえる場を積極的につくり上げていくことが求められています。

- ▼自然遊歩道や街路樹を増やし、緑や花の財産をつくりましょう。
- ▼宮川や一之瀬川は、私たちの宝ものです。美しい岸辺をつく

りましょう。

- ▼野鳥や野草も私たちと同じわ

たらい町の住人です。共存しあっていることを大切にしましょう。



2 良好な自然環境の保全

生活環境の変化や開発によって、良好な自然が失われつつあります。身近にある自然を保護し、積極的によみがえらせていくことが望まれます。

- ▼河川、森林などを無秩序な開発から守りましょう。

- ▼ホタルやカブトムシなどの野生動物や昆虫が棲めるような環境をつくりましょう。また、樹木に鳥の巣箱を取り付けたり、川にアユやアマゴの稚魚を放流したりすることも大切なアメニテイ活動です。



わたしたちができる

アメニテイ活動

アメニテイを高めていくために、私たちは具体的にどのようなことを手がけていけばよいのでしょうか。

地域で行うアメニテイ活動を体系づけると、大きく次の五つの柱に分けることができます。ここでは、五つの柱のそれぞれの意義と、そこで実際にできる活動を考えてみました。

3 快適な生活空間の創出

人工的に作られる建築物や広告看板などが生活環境の良し悪しに大きな影響を及ぼします。このような人造物が無秩序に作られることを見直し、調和がとれ、潤いの感じられる生活空間を創出していきたいものです。

- ▼広告物の規制や建築物の色彩の統一などは、町の景観をよりよくすることでしょう。
- ▼生け垣は、快適な環境づくりとなるばかりでなく、防災面での安全性を高めます。



4 環境に配慮した生活・行動

ルールを守ろう

生活様式の変化に伴う人々の日常生活のモラルの低下が、しばしば環境に悪影響を及ぼすと指摘されています。日頃の生活態度を見直し、環境に配慮した生活習慣や行動ルールを確立したものです。

- ▼リン含有洗剤を使ったり、食べ物残りを下水に流したりして、必要以上に水を汚さないようにしましょう。
- ▼静けさは、快適な環境の重要な要素の一つです。お互いが近隣騒音の発生源にならないよう



注意しましょう。

- ▼空き缶やたばこの吸い殻を投げ捨てないようにしましょう。

また、身近な公園や道路を清掃

5 歴史的価値の保存

地域の歴史的遺産や文化の香りは、地域社会への愛着を感じさせ、郷土愛をなくむためにも不可欠です。地域の環境の質を高めるためにも、歴史的な価値のあるものを保存し、活用していきたいものです。

- ▼遺跡や歴史的な構造物は地域の宝であり、その保存は地域の人々が代々引き継いでいかなければならない義務といえましよう。

するなど、積極的な環境美化活動を展開していきたいものです。

- ▼廃棄物を活用した、資源リサイクル運動を始めましょう。

車社会がひずんでいる・・・

家庭から町から交通事故を撲滅しよう



町内で、交通事故により二人の尊い命が失われました。
 去る四月二十五日の夕刻には、県道伊勢南島線の下ヶ町地内で小学生が、また翌二十六日の夜半には県道伊勢大宮線と度会玉城線の交差点（棚橋）で青年があいついで交通事故の犠牲者となりました。

車社会の急速な発展に交通安全対策が追いついていけない大きな歪みが発生しています。毎日全国のどこかで尊い命が奪われています。異常な社会です。

この異常な状態を感じなくなる。……今世紀で起こったこの最大の課題の解決に、今一度、皆さんで考えてみましょう。

○幼児や老人は、すばやい判断ができない。……とにかく、幼児や老人を優先にする包容力をもってください。

○あなたの家庭から、交通事故を撲滅させよう。……家族を守ってください。よく話し合ってください。それが町内の、三重県の、全国の交通事故をゼロにすることの第一歩です。

○いそがないでください。……なぜ、そんなに急ぐのですか。命より大切なものはありません。ゆとりある運転に心がけてください。

○地域で話しあってください。……各字で、危険な場所の見直し

新しく村田さん

棚橋駐在所

三月三十日付で棚橋駐在所に村田さんが着任されました。お気軽にご相談ください。

転出 奥田 理
 着任 村田成生



村田巡查部長

6月1日から10日までは「電波法違反防止旬間」です



しについて話しあってください。危険解消に各行政機関と相談してください。また、危険な運転を地域から追放するよう皆さんで声をかけあいましょう。

○自衛してください。……とにかく、自分の身を守ってください。交通ルールを守ってください。どうすれば良いか、皆さんはわかっているはずですよ。

こんな願いを込めて、伊勢交通安全協会支部（会長玉村哲）、老人会、婦人会の皆さんにより、去る四月十三日には、町内一円にわたって交通安全を呼びかけてくれました。今後と

も地道な交通安全運動を実施していきますのでご理解、ご協力をお願い申し上げます。

昭和六十二年の死者（県内）

死者合計 199人					
幼児	園児	小学生	中学生	高校生	10歳代
4	5	0	3	10	17
20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
32	25	27	20	22	34

電波の妨害は、私たちの生活に重大な危険をもたらす場合があります。電波はルールに従って正しく使いまししょう。

○免許を受けないで無線機を設置したり、使用すると、懲役または罰金刑に処せられますから注意しましょう。

○ハイパワー市民ラジオは、使わないようにしましょう。

○不法なコードレス電話は、使わないようにしましょう。

問い合わせ先

東海電気通信監理局

電気通信部調査課

☎ 052-971-9643

地域行動の団結に期待

六十三年度の区長さんの紹介



昭和六十三年度の区長さんが決まりました。四月十六日には第一回の区長会が開催され、各種事務事業の推進に、区長さんの協力を要請しました。わたしたちの町には三十四の集落があり、この集落単位での発展、ひいては町全体の発展に区長さんを中心とした地域行動の団結が期待されます。新しい区長のみなさん、よろしくお願いします。



- ※印は区長代表さん
- 注連指 ※繩手拾二さん
 - 田口 喜多道秀さん
 - 麻加江 坂本義一さん
 - 坂井 南出清八さん
 - 長原 中村満男さん
 - 立花 登 定男さん
 - 鮎川 ※馬瀬 章さん
 - 立岡 岡田福三さん
 - 大久保 浦田秋生さん
 - 平生 山北光隆さん
 - 牧戸 中西政行さん
 - 棚橋 大西房雄さん
 - 大野木 森下杉生さん
 - 葛原 山本善一さん
 - 下久具 小岸国夫さん
 - 上久具 藤田安彦さん
 - 田間 玉村武夫さん
 - 当津 尾崎寛二さん
 - 茶屋広 西井紀夫さん
 - 川口 奥村恒雄さん
 - 栗原 小野栄士さん
 - 中之郷 八木武男さん
 - 日向 橋本誠一さん
 - 五ヶ町 中西 章さん
 - 小川 ※奥本竹夫さん
 - 火打石 中井偵一郎さん
 - 駒ヶ野 鈴木逸男さん
 - 小萩 ※岡野源衛さん
 - 柳 奥田成康さん
 - 市場 藤田昭二さん
 - 脇出 神森昭一さん
 - 和井野 西岡武文さん
 - 南中村 高橋藤生さん
 - 川上 小谷真也さん



河原のピクニック広場では、春の日ざしをいっぱい浴びて、たくさんの家族やグループがお弁当を広げたりバーベキューをして楽しんでいました。ここを管理している町役場の担当者がこんな話をしてくれました。

「戦後、進駐軍が来た時、日曜日になると、その家族たちが、ここで食事をしていました。彼らには家があるのに、なぜ外で食べるのかな

ピクニック



と不思議に思いました。当時はピクニックなんて言葉も知りませんでしたね」

最近、野外で食事を楽しむピクニックがたいへんな人気です。もつとも、日本にも昔から、炊事遠足とか、いも煮会など野外で食事と団らんを楽しむ風習はありました。野だてなども、野外を楽しむ伝統のひとつでしょう。

野山を歩いて、そこで食事をするのが本来のピクニックですが、最近炊事用具を車に積んで行くことも多くなりました。こういうのはデイキャンプ（日帰りのキャンプ）とも呼びます。

ところで、五月は野鳥の繁殖期で、美しいさえずりが聞ける季節です。ピクニックをしながら野鳥の声を聞くなんて最高ですね。

五月十日から十六日まで「愛鳥週間」——いわゆるバードウィークです。自分の住んでいる地域にはどんな鳥がいるのか——家族で確かめてみるのもいいですね。

Q&A

固定資産税と評価替え

六十三年度は、土地・家屋とも評価替えの年度です。そこで評価替え等について、そのあらましを、お知らせします。

固定資産の評価替えとは

Q 固定資産の評価替えとは何ですか。

A 固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。ですから、本来であれば毎年度評価替えを行い、これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することにありますが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的には事実上不可能であること等から、三年間評価額を据え置く制度、いいかえれば、三年毎に評価額を見直す制度がとられているのです。

この意味から、評価替えは、この間における資産価格の変動に対応し、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直す作業であるといえます。

土地の固定資産税が毎年あがるのは

等の場合には毎年度の税負担の増加が最高三割を超えない範囲で、農地の場合には毎年度の税負担の増加が最高二割を超えない範囲で、負担調整措置を講ずることとされています。

家屋の固定資産税の額が下がる

Q 家屋は年々古くなっていくのに家屋の固定資産税の額が下がらないのはなぜですか。

A 家屋の評価は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築することとした場合に必要とされる建築費（これを「再建築価格」といいます）に家屋の建築後の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（これを「経年減点補正率」といいます。）を乗じて評価額を求めることとされています。

昭和六十三年度の評価替えに伴う六十三年から六十五年までの税負担については、宅地

負担調整率

区分	上昇率	負担調整率
宅地等	1.15倍以下	1.05
	1.15倍超 1.3倍以下	1.1
	1.3倍超 1.5倍以下	1.15
	1.5倍超 1.7倍以下	1.2
	1.7倍超 1.9倍以下	1.25
	1.9倍超	1.3
農地	1.075倍以下	1.025
	1.075倍超 1.15倍以下	1.05
	1.15倍超 1.3倍以下	1.1
	1.3倍超 1.5倍以下	1.15
	1.5倍超	1.2

から次の評価替えの年度までの間の再建築価格の基礎となる建築費の上昇率が経年減点補正率という減価率を上回る場合は評価額が上がることになり、反対に、建築費の上昇率が経年減点補正率を下まわる場合は評価額が下がることとなります。

つまり、家屋は、建築費の上昇が激しい場合には、見かけは古くなってもその価値（価格）が減少せず、かえって上昇することがあるわけです。

しかし、固定資産税においては、評価替えによる評価額が評価替え前の評価額を上回る場合には、現実の税負担を考慮して原則として評価替え前の評価額に据え置くこととされています。

このようなことから、古い家屋の固定資産税は必ずしも年々下がるということにはならないわけです。

固定資産税が急に高くなったのですが

Q 私は、昭和五十九年九月に住宅を新築しましたが、昭和六十三年分分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A 新築の住宅に対しては三年間の固定資産税の減額制度が設けられており、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から三年分にかぎり、税額が

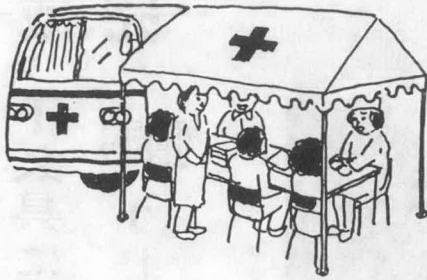
二分の一に減額されます。したがって、あなたの場合は、昭和六十・六十一・六十二年度については税額が二分の一に減額されていたわけです。

なお、新築住宅に対する減額措置の適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

- ア 専用住宅や併用住宅…（居住部分の割合が二分の一以上のものに限られます。）であること。
- イ 床面積要件…：居住部分の床面積が四〇㎡以上二〇〇㎡以下であること。
- ウ 価格要件…：家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳の登録価格が一㎡当たり、木造住宅にあつては八万五千円、非木造住宅のうち簡易耐火構造住宅は、九万六千円、耐火構造住宅は、十一万七千円以下であること。

●減額される範囲
減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が一〇〇㎡までのものはその全部が減額対象に、一〇〇㎡を超えるものは一〇〇㎡分に相当する部分が減額対象になります。



善意で支える人道事業

五月は赤十字募金

日頃皆さまの赤十字事業へのご支援に、心からお礼申し上げます。

ご承知のとおり赤十字事業の活動資金は、皆さまからの善意にもとづく社費寄付金により支えられており、災害救護、血液事業、国際救援活動など赤十字の人道的事业は国の内外においてますます重要となっております。

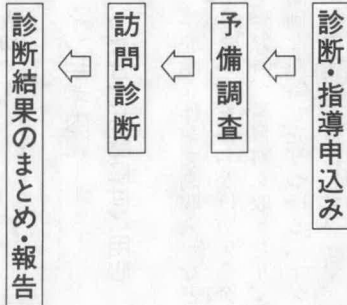
本年も五月一日から「赤十字社員増強・社資募集運動」を実施し、社員へのご加入のすすめと事業資金の募集を行います。婦人会の方がお伺いいたしますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

コンピュータ導入を計画中の皆さんへ

無料で出張診断します

コンピュータ等の情報機器の導入を計画しているが、あるいはすでに導入しているが、さらにその有効利用をお考えの中小企業で、診断・指導を希望される方は、お気軽に当情報センターへご相談ください。

中小企業診断士など、コンピュータ等の専門家が訪問して、診断・指導希望企業を診断します。費用は無料、企業の秘密は厳守します。



【相談事例】

○コンピュータを導入したいが、業務量との見合いでどの程度のコンピュータが必要か。

○コンピュータを導入したいが、メリットはあるか。

○コンピュータを導入したが、業務にうまく利用できない。どうすればよいか。

○コンピュータを使って、売掛金管理、買掛金管理などを行っているが、さらに財務処理全般に活用したい。上位機種の買替えについて指導してほしい。

○コンピュータのディーラーが売り込みに来たが、ほんとうに効果があるのかよくわからない。相談にのってほしい。

スタートします

三重県の情報公開

○POSシステムを導入したいが、内容を検討したいので、指導してほしい。

【申込み・問合せ先】
〒514 津市広町一丁目二一 税理士会館四階 三重県中小企業振興公社三重県中小企業情報センター ☎0592-(28)7299

県では、六月一日から情報公開制度がスタートします。情報公開とは、県が持っている公文書を県民の皆さんの請求に応じて公開するものです。この制度によって、皆さんは公文書を見たり、その写しを取ったりすることが出来ます。

情報公開の総合窓口は、県庁一階県民ホール西隣の「行政情報室」です。また、出先機関の情報公開の案内窓口を各県民局に設置しました。お気軽にご相談ください。

詳しいことは、県学事文書課 行政情報室(0592-22071)にお問い合わせください。

日赤の救急法

家庭看護講習会

日本赤十字社では、今年度も次の三つの講習会を予定しています。受講をご希望の方は、実施予定日の一ヶ月前までに、町社会福祉協議会(☎二一七三八)までお申込みください。

○救急法普通科講習会

【日時】
七月二日(十三時～十七時三十分)
七月三日(九時～十七時三十分)
七月九日(十三時～十七時三十分)
七月十日(九時～十七時三十分)

【場所】 山田赤十字病院講堂

○水上安全法講習会

赤十字病院で十時～十五時まで

【日時】
五月十五日、二十二日、二十九日(十三時～十五時三十分)

【場所】 サンマツコウ スイミングクラブ

○家庭看護講習会

〈基礎講習〉八月二日、五日、九日、十一日
〈老人家庭看護〉八月二十二日、二十三日、二十四日

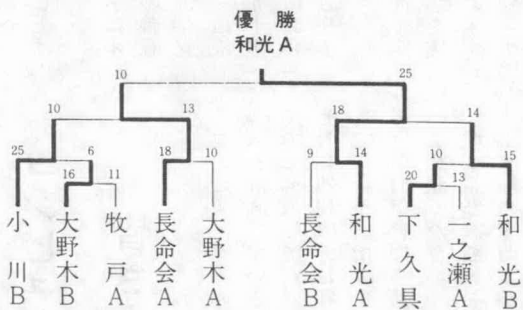
【時間と場所】 いずれも、山田



完成
優勝
コート開き記念大会
和光Aチーム
下久具に八面コートのゲートボール場

コート完成記念大会の結果

コート開きで試球式をする
町長、老人会長ら



下久具地内の宮川河川敷にフアン待望のゲートボール場が完成しました。十五メートル×二十メートルのコート八面がとれるグラウンドは、敷地を県から借用し昭和六十二年度事業として四十万円で投じて造成されたものです。

去る四月五日には、完成を祝って記念のゲートボール大会によりコート開きが行われました。

労働条件の改善が課題です … … 家内労働旬間 (5月21日～31日)

工賃は納品から一か月以内
に現金でもらえます

労働省がまとめた昭和六十一年の実態調査によると、家内労働者の平均年齢は四十五歳と年齢層が比較的高く、平均就業時間数は一日六時間、就業日数は、一か月二十日に及びます。また、一か月当たりの平均工賃は四万九千円と雇用労働者に比べると低いものとなっています。

このような工賃額や支払い日などの契約がずさんなケースの中にはあるようですが、あなたの場合は大丈夫ですか。賃金は製品を納めてから一か月以内に現金でもらえますから、きちんと守られているか確かめることが大切です。

**インチキ内職 —
うまさすぎる話にはご用心**

「簡単な作業で高収入」などとうまい話を持ちかけ、入金金や登録料、講習料を取ったり、高価な機器を売りつける「インチキ内職」も横行しています。

こうしたケースは約束どおりの工賃が支払われなかったり、製品の引き取りを拒否されて被害者が泣き寝入りすることもしばしばです。うまさすぎる話にはくれぐれもご用心。

**昭和64年歌会始のお題
及び詠進歌の詠進要領**

- 一 昭和六十四年歌会始のお題「晴」と定められました。
- 二 詠進歌の詠進要領
 - (一) 詠進歌は、自作の歌で一人一首とし、未発表のものに限りません。
 - (二) 用紙は、半紙(和紙)とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし、毛筆でなくても差し支えありません。
 - (三) 病氣又は身体障害のため自書することができない場合は、他人が代筆しても差し支えありませんが、代筆の場合には、別の紙に代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を書いて詠進歌に添えてください。
 - なお、盲人の方は、点字で詠進しても差し支えありません。
 - (四) 書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と歌、左半分に郵便番号、住所、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてく

とわが子の中学生のわが子と
か合う付きどう

親の動揺が子供の悩みに拍車をかける

クラブ活動と勉強の両立で悩んでいる

中学二年ともなると、進学・受験を多少意識して、勉強とクラブ活動の両立に悩む生徒が多くなつてきます。生真面目で、適当に楽しむことができない子供ほど悩みをもっているようです。いわゆる器用でない子、のめりこむタイプに多いですね。

親の気持ちを敏感にキャッチする子供

一方、お母さんはどう見ているのかといえ、両立できないはずがない、両立させてこそクラブ活動の意義があると考える人が多いようです。ただし建前として、ところが、クラブ活動には目もくれず「帰宅部」専科で塾通いをしている近所の同級生を見ると、お母さんは動揺します。ウチの子、大丈夫だろうか。あんなにクラブに打ち込んで、勉強がおろそかになりはしないか。口では「ダメエを言いながらも、言葉のはしはしに何気ない表情に、ホンネが顔を出すようになりません。子供は、これを見逃しません。母親の気

持ちを敏感にキャッチします。これが「両立の悩み」にいつそう拍車をかけることにもなるのです。じっくりホンネで

話し合いを

お母さんは、じっくりホンネで話し合う機会をもつてはいかがでしょうか。子供の考え方、悩みを聞き、勉強とクラブのウェイトの置き方、両立のさせ方を二人で考えるのです。子供の将来計画にもよりますが、「クラブは楽しみながらやる」ことをアドバイスするのも一つの方法です。技術的な面であまり過大な目標を立てたりせず、好きだからやるという気持ちを貫いてこそ「両立」の道も開けてくるのではないのでしょうか。

親の評価の違いが子供の心に影響を与える

勝敗を争い優劣を決める運動クラブでは、体力・能力の差がはっきり出ます。三年間ずっと野球部にいて一度も正選手になれない、へたすると後輩に追い抜かれそう。この悩みも子供に

よつては深刻です。親が「ダメな子ね」と思うか「いいじゃん」の、世の中九九%の人が補欠なんだから」と考えるか。この評価の違いが子供の心に微妙に影響します。

世の中、勝者がいる一方で必ず敗者がいること、自分より優れた他人がたくさんいること、努力がいつも報われるとは限らないことなどを知り、併せて人間の弱さ・心の痛みが分かるようになることも大事なことでないでしょうか。そして、敗者のくやしい気持ちをいかにして明日のフアイトにつなげていくか。この切替へのすべを身につけることも大切です。敗者の心情が劣等感となって心の底に根づかないように。ご両親の適切なアドバイスが望まれます。

注意を

このような悩みに、上級生や下級生とのタテの人間関係がからんでくるところにクラブ活動の特色があります。こうした人



広報文芸

茶の実句会抄 野田 翠楊選
春の灯や珈琲館に待ちあたり
棚 橋 松本 貞翠
雲雀野にリボン結びし犬追いて
立 花 登 春子
啓蟄や幼児靴下ばいっと脱ぎ
麻加江 辻本 正
百町の杉山花粉舞ひ昇る
麻加江 北村 櫓江
狒犬の阿吽や杉の花粉舞う
麻加江 中村 和代
春燈の厨に貝の息吐けり
立 花 北村 仲子

書式図

職業	郵便番号、住所	晴
氏名	年月日生	

(約24センチメートル)

(約33センチメートル)

ださい(書式図参照)。

無職の場合は、単に「無職」と書いても差し支えありませんが、以前に職業に就いたことのある場合には、なるべく元の職業を書いてください。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

三 詠進の期間

本年九月一日から十月十一日までとし、郵送の場合は、消印が十月十一日までのものを有効とします。

四 郵便のあて先

〒100東京都千代田区千代田一番一号 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入しても差し支えありません。

お知らせ版



苦情や要望をおききします

行政・人権合同相談所を開設

住民の行政に対する苦情や要望等をお聴きし、民主的な行政運営を図ることを目的とした行政相談員制度を広く知っていたため、春と秋の年二回行政相談週間が設けられており、来る五月十五日から二十一日までの一週間は春の行政相談週間として、全国的に各種行事が実施されます。

また、六月一日は、人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、民間人による人権の番人の機関として人権擁護委員制度が誕生した日です。
度会町でもこれらにちなんで行政相談委員さんと人権擁護委員さんにより、春の行政相談所を次のとおり開設しますので、お気軽にご利用ください。

消防

設備士試験

消防用設備(消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、救助袋等)の工事又は整備をするには都道府県知事が交付する消防設備士の免状が必要です。

試験日及び種別
七月十七日(日)

甲種 一、二及び三

乙種 一、二、三及び七

七月二十四日(日)

甲種 四及び五

乙種 四、五及び六

実施場所

津市立三重短期大学(津市一身田)

願書受付期間

五月二十三日(月)から六月二十日(月)まで

願書受付方法

場所一之瀬公民館

全て郵送(簡易書留)により申込。その他詳細については津市桜橋二丁目一八〇(消防試験研究センター三重県支部) ☎0592-26-8930 または、伊勢市神田久志本町一四三六の一 伊勢市消防本部 ☎0596-25-1261 にお問い合せください。

こんな時お電話を

高齢者総合センター

高齢者総合相談センターでは、お年寄りやその家族が持つ悩みごと、心配ごとなどについて、専任の相談員が電話や来所による相談に応じています。相談は無料で秘密は守ります。お気軽にセンターをご利用ください。

電話相談 月曜日～金曜日

午前十時～午後四時

☎0592-28-5000

戦没者特別弔慰金

請求手続きは六月十三日まで

昭和六年九月十八日以後の戦没者の遺族の方に支給される特別弔慰金(額面三十万円、十年償還の国債)の請求期限は本年六月十三日までです。この日を過ぎますと時効となりますので、次に該当する方は役場町民課へお尋ねの上、請求手続をしてください。

ただし、遺族等援護法による遺族年金、遺族給与金、恩給法の扶助料、その他これらに相当する給付を受けている遺族がいる場合は該当しません。また、請求できる遺族の範囲は、戦没者の二親等以内が原則ですが、三親等

でも認められる場合があります。

請求できる遺族

一、これまでの特別弔慰金を、請求する権利を時効により失った遺族。

二、昭和五十四年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に公務扶助料、遺族年金等の受給権者が亡くなった遺族。

三、これまでに特別弔慰金を受け取っていた遺族。



三月中に届出のもの

おめでた

氏名	父名	続柄	字名
大西 春那	一夫	三女	棚橋
溝口 奈央	宗一	長女	川口
井戸本沙貴	好弘	長女	牧戸
田畑 薫	学	三女	和井野
舛本 昭宗	正直	二男	棚橋
味噌井美智	正	長女	棚橋
東谷 実奈	一秀	長女	注進指
岡田 貴志	清	長男	立岡
羽根 千草	茂和	長女	長原
牧 千亜記	金治	長女	立岡
山本 亜矢	勝久	長女	南中村
鳥羽 充広	才裕	二男	平生

おくやみ

氏名	年齢	字名
中山 亮一	73歳	注進指
山本 とわ	94歳	麻加江
北川さだの	77歳	田口
坂本 茂樹	81歳	大久保
山北 はつ	68歳	平生
西田あさへ	90歳	栗原
田畑 榮藏	75歳	棚橋
西野清太郎	84歳	小萩
中野 重行	53歳	日向
浦田勇太郎	85歳	火打石
神森二三男	67歳	脇出